

気象警報・地震発生に対する措置として

1 平常時

- (1) 午前7時現在、大雨、洪水、暴風、大雪、または津波警報のいずれかが、神戸市（神戸市を含む区域）に発表されている場合は自宅待機とする。
- (2) 午前10時までに上記警報が解除された時は、13時20分にS H Rを持ち13時30分（5限目）より授業を行う。
- (3) 午前10時を過ぎてもなお警報が発表されている時は、臨時休校とする。

ただし、次に該当する生徒については、自宅待機とする。

- (1) 神戸市には警報が発表されていないが、居住地域に警報が発表されている。
- (2) 神戸市および居住地域には警報が発表されていないが、通学途中の地域に警報が発表されている。

2 定期考査

午前7時現在、大雨、洪水、暴風、大雪、または津波警報のいずれかが、神戸市（神戸市を含む区域）に発表されている場合は臨時休校とする。中止となった考査は、考査最終日の次の登校日に同じ時間割で実施する。

- 3 緊急地震速報受信もしくは強い揺れ（おおむね震度4）を感じたら、本校地震防災マニュアル（校外編）を参照し、行動すること。
- 4 神戸市（神戸市を含む地域）に震度5弱以上の地震が発生した場合、その日は1日臨時休校とする。定期考査時の場合、中止となった考査は、考査最終日の次の登校日に同じ時間割で実施する。
- 5 上記以外の時に警報が発表されている場合は、その都度協議し、決定する。